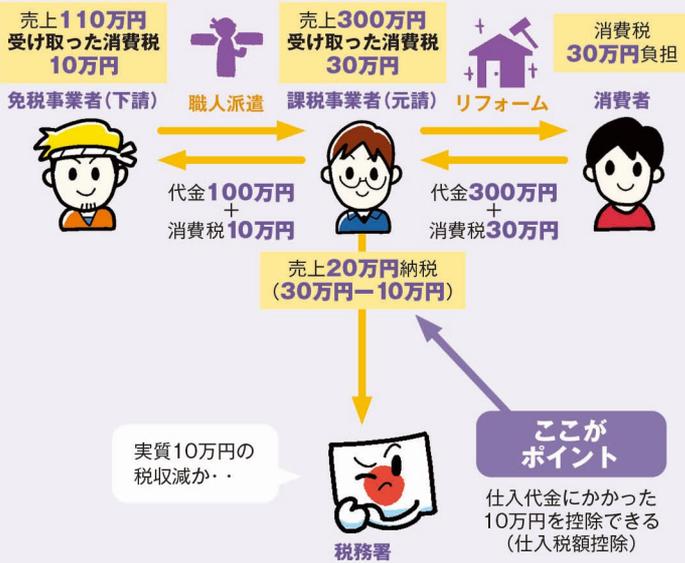


どうするインボイス 私は課税事業者です

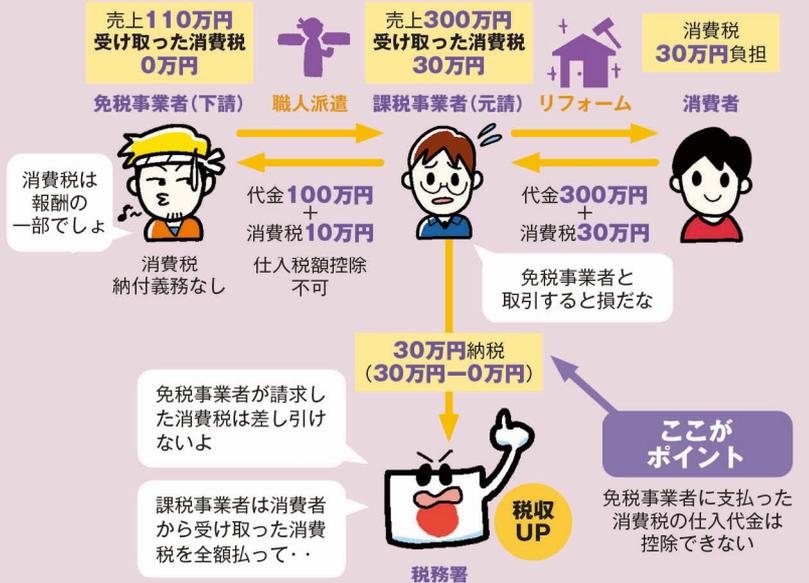
インボイス制度 開始後に想定される問題

免税事業者と取引を行うと、仕入税額控除ができなくなる(課税事業者同士で取引していれば起こらない問題が新たに発生する)

仕入税額控除イメージ



インボイス制度開始後の仕入税額控除イメージ



仕入税額控除とは...?

かんたんに説明すると元請は下請に支払った消費税分を税務署に納めなくてよい

- ※1 課税事業者同士の取引の場合、従来通り仕入税額控除することができる
- ※2 免税事業者と取引した場合、6年間仕入税額控除の経過措置が設けられているが、課税事業者の負担が増えることに違いはない

仕入税額控除できなくなることで様々な問題が発生...



これまで負担しなくてもよかった消費税まで余分に負担することになる



免税事業者との取引割合が高ければ高いほど、利益が減る可能性がある



利益が減る免税事業者に依頼するか、新たに課税事業者に依頼するかの二択を迫られる



免税事業者との取引で不利益を被る人が必ず出る



新規取引しようにも課税事業者をすぐには見つけられない



既存の取引先がまったくインボイスを理解していない



インボイスの確認、保存など経理の手間が格段に増える

優越的地位を利用した法律違反(免税事業者いじめ)に注意

下請代金の減額

免税事業者なら消費税分の代金は払えませんね...



課税事業者になったので価格交渉させて下さい



無理！いつもの金額で発注するから

独占禁止法違反

取引相手が免税事業者のままのケース

価格を据え置いてもらえませんか？



免税のままなら10%引き下げ。それが嫌なら取引停止するよ

取引相手が課税事業者に変更したケース

じゃあ今まで通りの金額でよろしくね。価格交渉はしないから



免税事業者に対して課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法の問題になりませんが、「課税事業者にならないと取引価格を引き下げる」「応じなければ取引を打ち切る」などと一方的に通告することや、「課税事業者になってもらった事業者と協議なしで価格を据え置く」場合も独占禁止法に触れる恐れがあります。

インボイス制度 開始前に準備すること

〇〇税務署



税務署でインボイスの事業者登録を行う(令和5年3月31日まで)

お任せを!



税金について相談できる専門家を見つけ、対応方法を検討する

税の専門家に相談するのがベスト



インボイスについての社内研修

更新



インボイスに備えた業務整備



取引先に免税事業者がどれくらいいるか把握し、対策を練る



既存の取引先にインボイス制度を説明し、これからの対応を協議する



取引を継続する免税事業者と、課税事業者に切り替えする免税事業者を選定する